

消費生活用製品安全法 実務のポイント

近畿経済産業局 製品安全室

令和7年9月作成

注意事項

本資料は、消費生活用製品安全法第6条で規定される届出事業者が遵守すべき義務について、わかり易く解説することを目的に作成しています。

このため、法令等の文言をわかり易さの観点から言い換えており、必ずしも正確でない場合がありますので、厳密な解釈が必要な場合は、根拠となる法令等の条文をご参照ください。

また、本資料は近畿経済産業局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）で事業を行う事業者の皆さまを対象としています。

消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド

本資料は

「消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド」
を参照しています。

[DLリンク](#)

消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド

注 意！

海外の事業者（特定輸入事業者）及び子供用特定製品（乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）、乳幼児用ベッド）に関する規制は、2025年（令和7年）12月25日から施行されます。本法令業務実施ガイドの法令条項については、2025年（令和7年）12月25日施行時点のものです。



（特別特定製品の表示）
・携帯用レーザー応用装置
・浴槽用温水循環器
・ライター



（特別特定製品以外の特定製品の表示）
・家庭用の圧力なべ及び圧力がま
・乗車用ヘルメット
・登山用ロープ
・石油給湯機
・石油ふろがま
・石油ストーブ
・磁石製娯楽用品
・吸水性合成樹脂製玩具



（特別特定製品である子供用特定製品の表示）
・乳幼児用ベッド



（特別特定製品以外の子供用特定製品の表示）
・乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）

令和7年8月版（令和6年法改正対応版）

経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課

法令の体系

法律
(消費生活用製品安全**法**)



目的、基本事項
事業者が遵守する義務 等

[リンク](#)

政令
(消費生活用製品安全法
施行令)



対象製品（特定製品）の指定 等

[リンク](#)

省令
(経済産業省関係特定製品の技術上の
基準等に関する**省令**)



技術基準、型式区分
届出様式、PSCマーク 等

[リンク](#)

通達
(消費生活用製品安全法特定製品関係の
運用及び**解釈**について)



特定製品の対象範囲、検査の方法、
使用年齢基準、PSCマークの表示方法 等

[リンク](#)

特定製品の範囲概念

特定製品



消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品

家庭用の圧力なべ及び圧力がま
乗車用ヘルメット
登山用ロープ
石油給湯機
石油ふろがま
石油ストーブ
磁石製娯楽用品
吸水性合成樹脂製玩具

特別特定製品



危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品

携帯用レーザー応用装置
浴槽用温水循環器
ライター

子供用特定製品



子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要と認められる特定製品

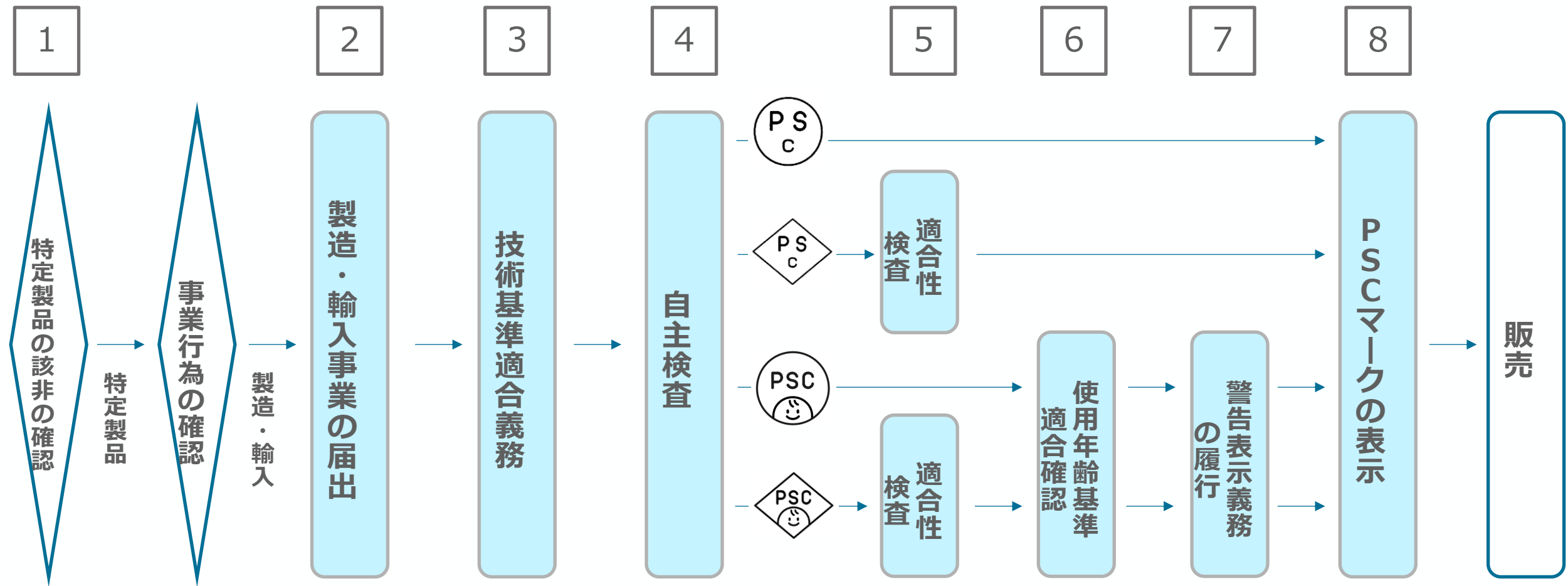
乳幼児用玩具

特別特定製品かつ
子供用特定製品



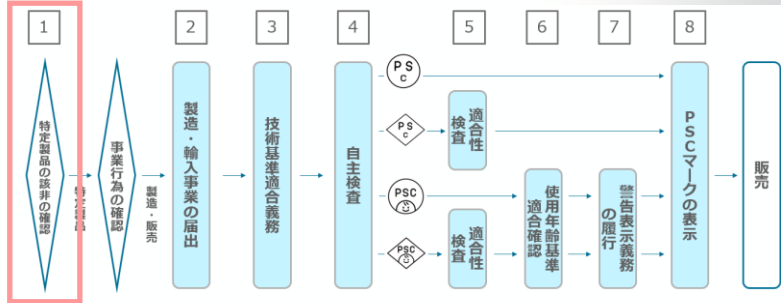
乳幼児用ベッド

手続きフロー

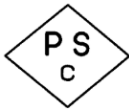
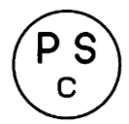


1

特定製品の該非の確認



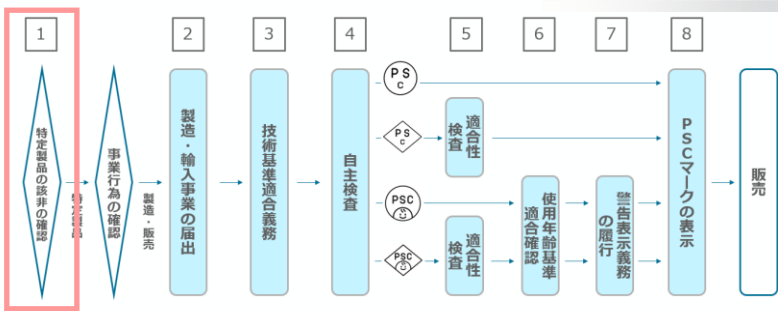
●施行令 別表第1



			特定製品	
	特定製品	1	家庭用圧力なべ及び圧力がま	内容積が 1 0 リットル以下のものであつて、 9.8 キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。
		2	乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
		4	登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
		7	石油給湯機	灯油の消費量が 7 0 キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が 5 0 リットル以下のものに限る。
		8	石油ふろがま	灯油の消費量が 3 9 キロワット以下のものに限る。
		9	石油ストーブ	灯油の消費量が 1 2 キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、 7 キロワット）以下のものに限る。
		11	磁石製娯楽用品	磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。
		12	吸水性合成樹脂製玩具	吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。
	特別特定製品	5	携帯用レーザー応用装置	レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
		6	浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が10リットル毎分未満のものを除く。
		7	ライター	たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。
	子供	特定	13	乳幼児用玩具
特別		3	乳幼児用ベッド	主として家庭において出生後 2 4 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。

1

特定製品の該非の確認



●施行令 別表第 1

乗車用ヘルメット

自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。

●解釈通達

より具体的な対象範囲が確認できる。

(2) 乗車用ヘルメット

「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。

なお、電気用、荷役用、鉱山用、工事用等の業務で使用することを目的としたヘルメットや玩具、スポーツ用（レース用を含む。）のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは、規制の対象としない。

「乗車用」とは、国内外の規格で、消費生活用製品安全法（昭和 4 8 年法律第 3 1 号。以下「法」という。）関係法令及び本解釈で定める「乗車用ヘルメット」に該当する規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットを含み、「装飾用」と表示して販売することで法の対象外とするものではない。

「国内外の規格」とは、日本産業規格（J I S : Japanese Industrial Standards）、米国運輸省規則（D O T : Department of Transportation）、国際連合欧州経済委員会規則（E C E : Economic Commission for Europe）、S N E L L 規格等のうち、「乗車用ヘルメット」に係る規格をいう。

「レース用」とは、オートレースのような公営競技又はサーキットを走行するロードレースやモ

1

特定製品の該非の確認 (乳幼児用玩具)

●施行令 別表第 1

乳幼児用玩具

主として家庭において出生後 3 6 月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。

●解釈通達

＜乳幼児用玩具として規制する製品に当たらないもの＞

■除外①：3 6 月未満向けの設計が想定されないもの

(例示) 高度なパズル、凧、スーパーボール、ビー玉、ダーツセット、インラインスケート、模型キット、ビデオ玩具

■除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの

(例示) 自転車・三輪車、浮き輪・首浮き輪、ぶらんこ・滑り台等大型遊具、歩行器、おしゃぶり、食品、医薬品・医薬部外品・化粧品

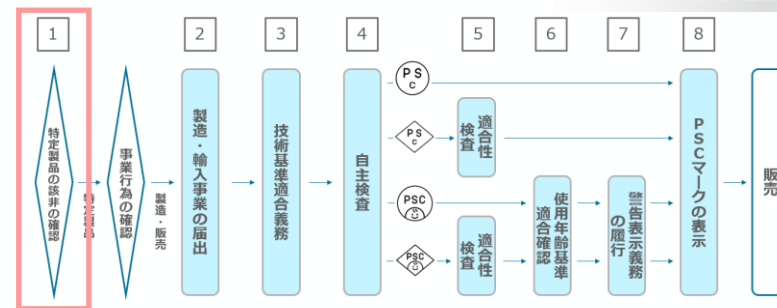
■除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの

(例示) 書籍・雑誌、文具、スポーツ用具、楽器、ジュエリー・礼装用の装身具、衣類、家具、生活雑貨、インテリア

例示は単純化して記載していますので、該非判断にあたっては法令等を必ずご参照ください。

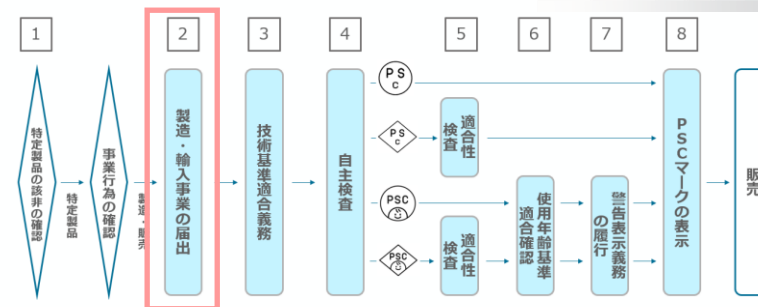
■「[経済産業省 乳幼児用玩具特設HP](#)」の内容、そこに掲載されている「ブロック別説明会説明資料（第 2 回）」「製品安全 4 法改正に関するFAQ」もご参照ください。

■使用年齢基準の判断にあたっては、「**6** 使用年齢基準適合確認」をご参照ください。



2

事業届出



●法 第6条

特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

① 名称、本社住所、代表者氏名

② 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の名称、住所、代表者氏名

- 特定輸入事業者とは「外国に所在し、直接国内の一般消費者に販売する海外事業者」のこと。
- そのため、国内の製造・輸入事業者は②は記載不要。

③ 特定製品の型式の区分

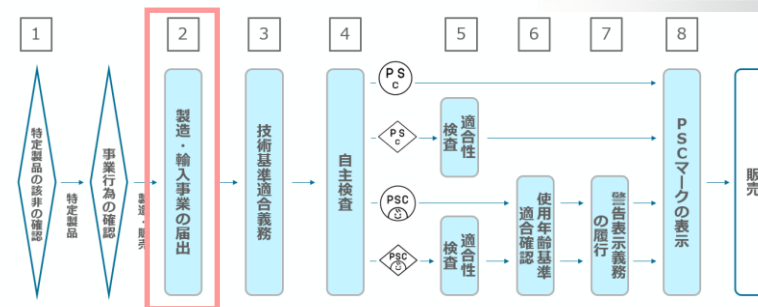
④ 当該特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入を行う者にあつては、特定製品の製造事業者の名称及び住所）

- 【製造】製造工場の名称・所在地 【輸入】海外製造事業者の名称・所在地（工場所在地ではない）を記載。
- 【輸入】の場合、海外の製造事業者名等は英語で記載（中国語等は不可）
- 前段について、「該当する者」とは「工場情報不要要件」の適用事業者のこと。

⑤ 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

このほか、「事業開始の年月日」の記載も必要となります。乳幼児用玩具で、法施行日前から事業を行っている場合は法施行日（令和7年12月25日）です。また、事前届出期間中の届出においても、事業開始日は法施行日（令和7年12月25日）を記載してください。

2 事業届出 (ポイント)



■届出の単位

- ・ 特定製品の区分ごと。
- ・ 製造・輸入ごと。（製造と輸入を共に行う場合は別々に届出が必要）

■届出先

- ・ 製造に係る工場又は事業場、輸入に係る国内の事業所・事業場・店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局
- ・ 近畿2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）は近畿経済産業局（近畿経済産業局長）あて。
- ・ 複数の地域エリアにまたがる場合は経済産業省（経済産業大臣あて）。

■届出方法

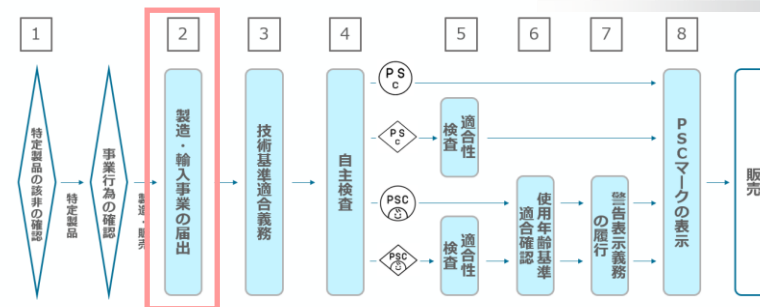
- ・ 「電子（保安ネット）」又は「紙」。
- ・ 「紙」届出の場合、メール送付による事前確認をお願いしています。

■損害賠償措置

- ・ 「被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上」を限度額として補填する損害賠償責任保険契約が必要。
- ・ 届出の際、保険の内容がわかる書類の写しの添付が必要。PL保険等：保険証券、SGマーク制度：型式確認証
- ・ 原則として、事業届出時に保険等への加入を確認します。

2

事業届出 (型式の区分)



- 製品単位ではなく「型式の区分の組合せ」単位。異なる製品であっても、同一の区分の組み合わせなら届出は1つ。
- 1つの届出で、複数の「型式の区分の組合せ」を届出可。
- 事業届出後、「型式の区分の組合せ」が異なる製品を扱う場合、「変更届出」により型式の区分の追加が必要。

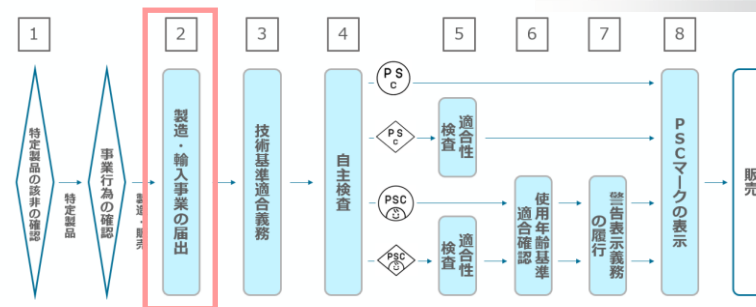
特定製品の区分	型式の区分				
	要素	材質等の区分			
1 3. 乳幼児用玩具	種類	(1) 主として触るもの	○	○	○
		(2) 主として体を支えるもの			
		(3) その他のもの			
	可動部・駆動部・発射体	(1) 含むもの			
		(2) その他のもの	○	○	○
	磁石・磁性部品	(1) 含むもの			
		(2) その他のもの	○	○	○
	音を発する構造	(1) 含むもの			○
		(2) その他のもの	○	○	
	熱源	(1) 含むもの			
		(2) その他のもの	○	○	○

同一型式のため
届出不要

異なる型式のため
届出必要

2

事業届出 (工場情報不要要件)



●法 第6条

- 4 当該特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入を行う者にあつては、特定製品の製造事業者の名称及び住所）

●技術基準省令 第7条の2

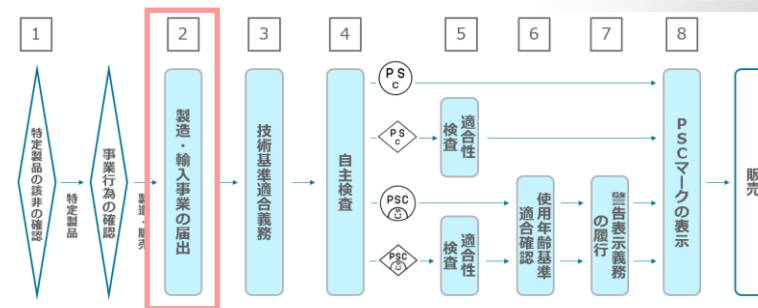
- ① 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。
 ■設計を行っていることとは、安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること。
- ② 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第11条第2項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。
 ■定期的とは、現時点での国内外の類似制度における安全確認のための検査の周期等を踏まえ、3年以内。
- ③ 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。
- ④ その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

■届出時において、①及び③を証する書類の提出が必要。

①については、当該特定製品の工場又は事業場（輸入事業者の場合は当該特定製品の製造事業者）との代表的な契約書の写し。③については、届出時点の工場等の名称及び所在地のリスト。

2

事業届出 (ブランド事業者)



●法令業務実施ガイド

！本取扱い「乳幼児用玩具」のみに適用！

自社のブランドを前面に出して商品を流通させている企業のうち、以下の要件を全て満たす事業者。製造又は輸入の届出を行うことが可能。その場合、各種義務を履行する必要がある。

- ・ 国内に所在する事業者であること
- ・ **製造を委託する関係**にあること。（間接委託を含む。）
- ・ 製品の**設計を自社の責任**で行っていること。
- ・ 製品の**検査を自社の責任**で行っていること。
- ・ 本法の全ての義務・命令の対象者になることを理解していること。
- ・ 自社の名称・商標で製品を流通させていること。

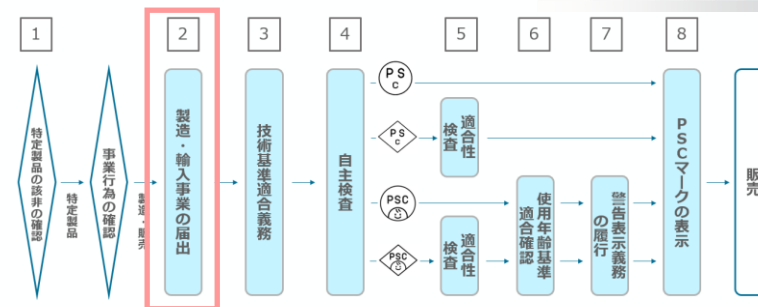
■届出時において、以下の書類の提出が必要。

- (i) 届出に係る型式の特定製品の製造を行う事業者とブランド事業者との間で取り交わす**代表的な契約書の写し**
- (ii) ブランド事業者が報告徴収、立入検査、事故報告等の、**本法において負うべき全ての義務及び命令の対象となることを理解していることについてのブランド事業者の代表者名義の文書（ガイドに様式記載）**

■ブランド事業者と（通常の届出事業者である）製造・輸入事業者を兼ねる場合は、別々に届出が必要。

2

事業届出 (変更届出)



●法 第8条

- 届出事業者は、第6条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 届出事業者は、第6条第4号（工場情報不要要件）の主務省令で定める要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、同号の事項を主務大臣に届け出なければならない。

●変更届出が必要な場合

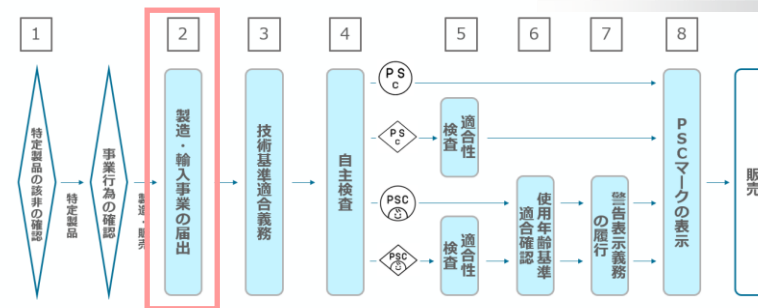
- 「名称」の変更
- 「本社住所」の変更
- 「型式の区分」の追加、削除
- 【製造】工場等の変更
(追加、削除、所在地の変更)
- 【輸入】海外製造事業者の変更
(追加、削除、所在地の変更)
- 工場情報不要要件に該当しなくなったとき

□ 「法人の代表者」の変更

軽微変更にあたるため、他の変更が生じた際に併せて変更届出。

2

事業届出 (当局HPのご紹介)



消費生活用製品安全法にかかる届出について（近畿経済産業局）

5.届出様式について（書面での届出の場合）

書面（紙）での届出を希望される事業者は、以下の表から様式をダウンロードしてください。

以下の表に記載のない様式は、[届出・申請等様式（経済産業省のページ）](#) から様式をダウンロードしてください。

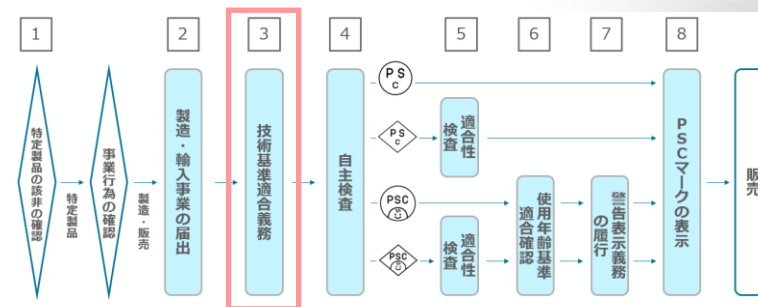
- 届出書の様式：「届出様式」から該当する様式を選択してください。
- 型式の区分表：「届出様式」から様式をダウンロードし、「型式の区分表」シートから該当する特定製品の型式の区分表を作成してください。

届出様式

届出	事由	様式	届出書類
(1) 特定製品製造（輸入）事業届出書（法第6条）	- 初めて届け出る場合 - 新たな「特定製品」を製造又は輸入する場合	様式 (Excel形式:58.2KB) ※様式内に作成手順を記しています	- 届出書 - 型式の区分表 - 損害賠償措置の内容を示す書類 【特定輸入事業者】ガイドP.29～30 - に記載の資料

3

技術基準適合義務



●法 第11条

- 1 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、**技術基準に適合**するようにしなければならない。
- 2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品について**検査を行い**、その**検査記録を作成し**、これを**保存**しなければならない。

➡ 技術基準とは

特定製品について、主務省令で定める**一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止**をするため**必要な技術上の基準**。

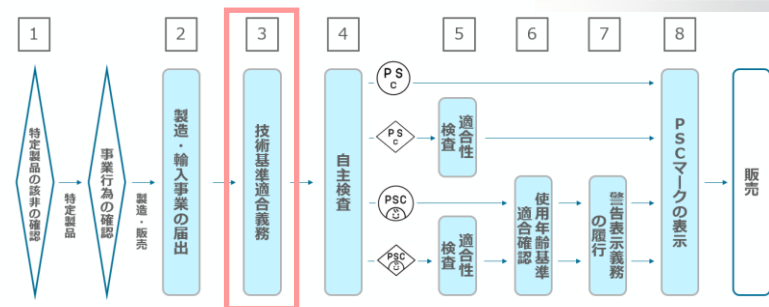
➡ 具体的な内容は「**省令 別表第1**」（**技術基準の内容**）及び「**解釈通達**」（**技術基準の内容の解釈・検査方法**）に規定

3

技術基準適合義務

● 解釈通達 別表

特定製品ごとの「技術上の基準」（省令 別表第1）と解釈（技術基準の内容の解釈と検査方法）が確認できる。



特定製品の区分	技術上の基準	解釈
2. 乗車用ヘルメット	1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。 (2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。 2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、ま	1 (1) 日本産業規格T8133(1997)乗車用安全帽8.1.1の汗試験及び8.1.2の頭髮油試験により確認すること。 また、必要に応じて材料の加速劣化試験等の科学的根拠に基づき通常の使用状態で著しい性能低下が認められないことを確認すること。 ここで「汗試験」及び「頭髮油試験」については、試料の全部又は一部より採取した材料により行うこと。 「汗試験」の「浸せき処理」については、試料が空気に触れないようにすること。 「皮膚に有害な影響を与えない」とは、一般に皮膚障害を引き起こすとみなされる材料を使用してはならないことをいう。 (2) 目視及び触感により確認すること。 「さび止め処理」とは、めっき、塗装等が施されていることをいう。 2 (1) 目視及び触感により確認すること。

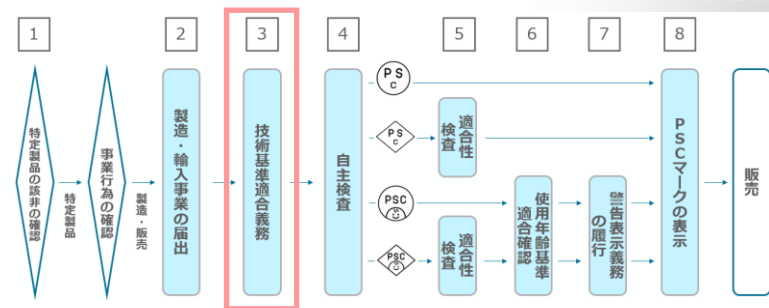
<具体的な乳幼児用玩具の技術基準への適合方法>

■ 届出事業者自ら技術基準適合の確認

(届出事業者の責任において、試験機関等に技術基準適合の確認を依頼することを含む)

3

技術基準適合義務 (乳幼児用玩具の技術基準)



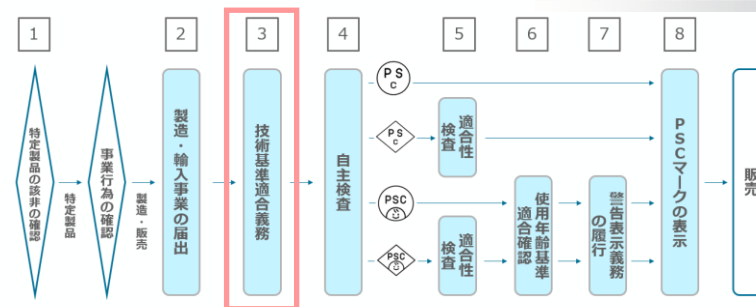
●解釈通達 別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
13. 乳幼児用玩具	1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。 4 (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。 (2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。 (3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。 (4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。 (5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。	1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。 IS08124-1:2022 及び IS08124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 (4.1、4.2、4.5 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.41 に限る。) なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。
	5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。 6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。	

3

技術基準適合義務

(PSC 乳幼児用玩具の技術基準)



● 解釈通達 別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
	7 (1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。 (2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。 8 音を発する玩具は、最大音量であっても乳幼児の聴力を損ねないこと。 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装に表示することが困難なものにあっては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない	10 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。

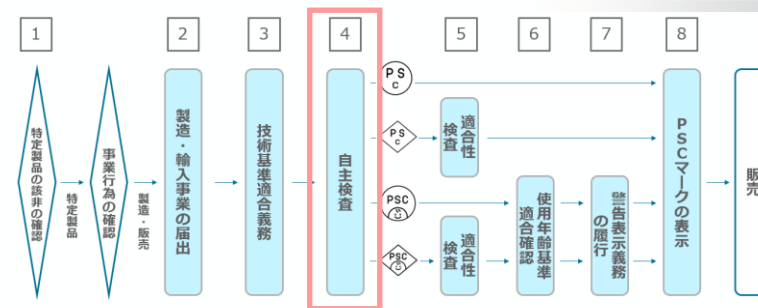
＜具体的な乳幼児用玩具の技術基準への適合方法＞

- ① 例示規格（ISO、EN、ASTM）への適合
- ② ST-2025への適合（2025年3月31日付、一般社団法人日本玩具協会とのノーアクションレター）
- ③ 届出事業者自ら技術基準適合を確認。ただし、十分な技術的根拠が必要。
（届出事業者の責任において、試験機関等に技術基準適合の確認を依頼することを含む）

4

自主検査

●技術基準省令 第14条



2 法第11条第2項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- ② 検査を行った年月日及び場所
- ③ 検査を実施した者の氏名
- ④ 検査を行った特定製品の数量
- ⑤ 検査の方法
- ⑥ 検査の結果

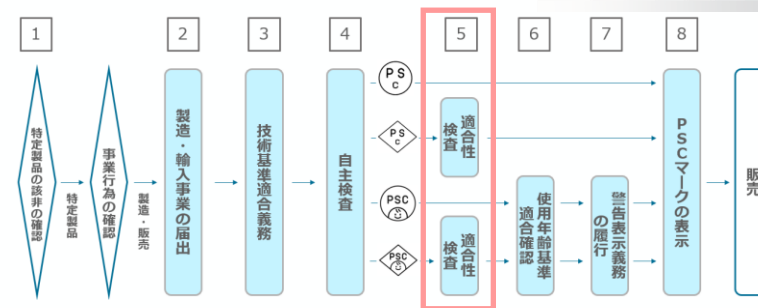
3 法第11条第2項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第3項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、**検査の日から3年**とする。

- 検査記録の様式の指定等はありません。**電磁的方法により保存することが可能**です。
- 乳幼児用玩具については、EN規格等に適合することを示すレポートの写しを活用することも可能です。
- 特別特定製品については、登録検査機関による適合性検査の結果を活用することも可能です。

5

適合性検査

(  特別特定製品のみ)



●法 第12条

- 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第1項の特定製品が特別特定製品である場合には、**当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。**

■主務大臣の登録を受けた「登録検査機関」での検査が必要。（経産省HP参照）

■ 2種類の検査方法

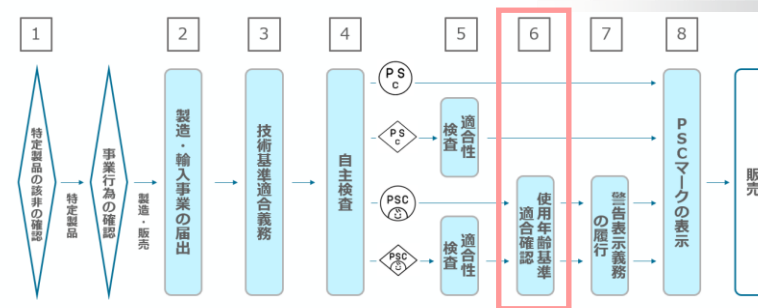
- ・ 1号検査：販売する特別特定製品のロットごとに実施する抜き取り検査
- ・ 2号検査：特別特定製品のサンプル試験および工場又は事業場の能力試験
（2号検査については、適合性証明書に有効期間が存在します。）

■「適合性証明書」の**原本**の保存義務。（**電磁的方法による保存は不可**）

6

使用年齢基準適合確認

(  子供用特定製品のみ)



●法 第12条の2

- 1 届出事業者は、その製造又は輸入に係る第11条第1項の特定製品が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならない。

●技術基準省令 別表第1の2

- 1 使用に適した年齢は、**合理的な根拠に基づくもの**であること。

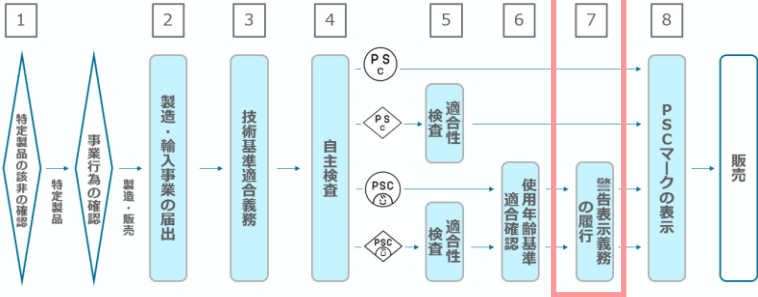
合理的な根拠として、**ISO/TR8124-8:2024** 又は **ASTM F963-23AnnexA1**などの、対象年齢に関するガイドラインを用いることも可能

- 2 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る**広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しない**こと。
- 3 使用に適した年齢の下限は、**類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らない**こと。
- 4 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の**機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らない**こと。

対象年齢は以上4点を**総合的に**勘案し、事業者の責任のもと判断。

7

警告表示義務の履行



●法 第12条の2

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならない。

●技術基準省令 別表第2の2

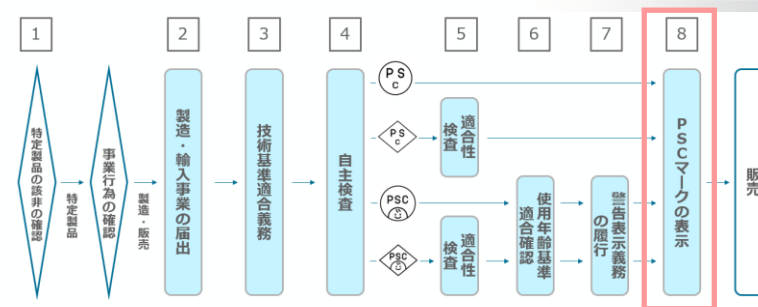
対象の区分	表示すべき文言
全てのもの	一 <u>使用に適した年齢</u> （※補足：使用年齢基準に沿って定めた対象年齢） 二 <u>保護者が見守る旨</u>
水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
ゴム製の風船	一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三 破れた風船は速やかに廃棄する旨

- 玩具について、「全てのもの」に表示が必要な文言と、対象区分に応じて表示が必要な文言があります。
- 対象年齢の表示は、**日本の一般消費者が容易に理解できる方法**で表示してください。**日本語での表示**が必要です。
「1+」「For Children Ages 1-3 years」など、数字・記号、図形又は外国語のみからなる表示は不可。
- 表示すべき文言は、文意が変わらない範囲において表現の変更が可能です。

なお、子供用特定製品以外の特定製品においても、技術基準において使用上の注意事項の表示が義務づけられているものがあります。

8

PSCマークの表示



●法 第13条

- 1 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第11条第2項（特別特定製品の場合にあつては、同項及び第12条第1項）の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。
- 3 届出事業者は、その届出に係る型式の子供用特定製品の使用年齢基準に対する適合性について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該子供用特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

- 「PSCマーク」と「届出事業者名」を表示。
- 届出事業者名に代えて、「略称」、「記号又は登録商標」を用いる場合は経済産業省に別途手続きが必要。
- 子供用特定製品の場合は、これに加えて「使用に適した年齢」「警告」を表示。
- 特別特定製品の場合は、これに加えて「登録検査機関の名称」を表示。
- 「PSCマーク」は構成割合についても定められています。（[経済産業省HP](#)からのダウンロード推奨）サイズに関する規定はありません。

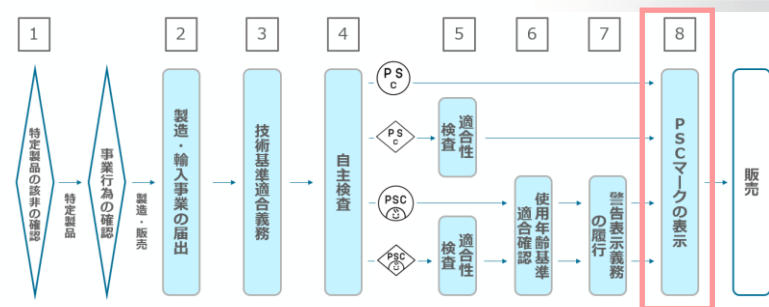
8

PSCマークの表示 (特定製品ごとの表示方法)

●施行令 別表第5

PSCマーク等は以下の箇所に「**容易に消えない方法**」で表示してください。

	特定製品	表示箇所
特定製品 	1 家庭用圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所
	2 乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所
	4 登山用ロープ	ロープの末端部の表面
	7 石油給湯機	石油給湯機の外面の見やすい箇所
	8 石油ふろがま	石油ふろがまの外面の見やすい箇所
	9 石油ストーブ	石油ストーブの外面の見やすい箇所
	11 磁石製娯楽用品	磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所
	12 吸水性合成樹脂製玩具	吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所
特別特定製品 	5 携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外面の見やすい箇所
	6 浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見やすい箇所。 ただし、浴槽と一体式のものにあつては浴槽の外表面の見やすい箇所とすることができる。
	7 ライター	ライターの外面の見やすい箇所
子供 特定 特別  	13 乳幼児用玩具	(右記)
	3 乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所



<乳幼児用玩具の表示>

■表示内容

- ①子供○PSCマーク
- ②届出事業者名
- ③使用年齢
- ④警告表示



■表示箇所

- ・玩具の表面の見やすい箇所

又は

- ・容器包装の表面の見やすい箇所

いずれも困難な場合は

- ・附属する取扱説明書の見やすい箇所

重複する箇所の表示を妨げるものではありません。

お問合せ

消費性活用製品安全法にかかるお問合せについては、メールにより以下までご連絡ください。

bzl-seian-kin@meti.go.jp

<記載事項>

1. 事業者名
2. 所属部署名
3. 担当者名
4. 電話番号
5. 対象法令（選択）
6. 事業分野（選択）
7. お問合せ内容

近畿経済産業局HP（製品安全4法・品質表示のページ）

当ページに関するお問い合わせ

近畿経済産業局

産業部 消費経済課 製品安全室

〒540-8535

大阪府中央区大手前1-5-44(周辺図)

電話番号：06-6966-6098

FAX番号：06-6966-6085

[製品安全4法お問合せ](#) ☒

メールフォームが立ち上がります

お問合せ内容については、できる限り、法令等に基づき検討した貴社のお考え・判断内容を記載してください。特に、特定製品の該非判断、子供用特定製品における使用年齢基準につきましては、製品の仕様・設計の詳細、判断に迷う法令等の箇所について十分な記載をお願いいたします。